

住宅改修の支給可能額 算定の例外

概要 P.2

具体例 P.3

3段階リセットの例外とは

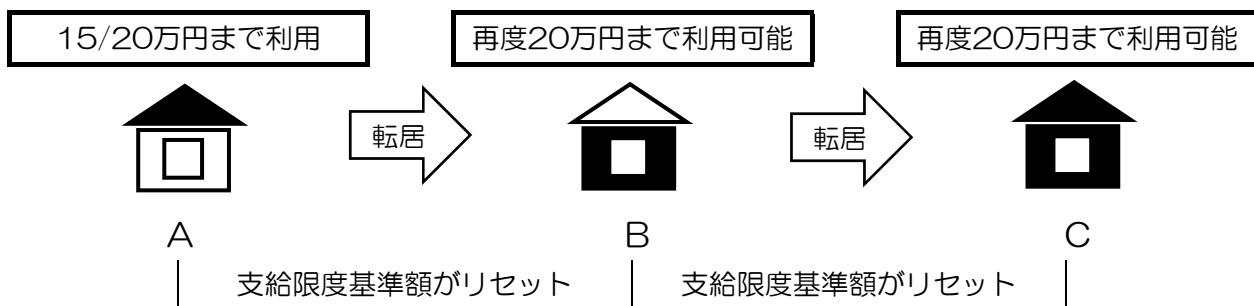
初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分(基準)と比較し、下記の「介護の必要の程度」の段階が3段階以上あがったとき(以下、「3段階リセットの例外」といいます。)改めて支給限度基準額 20万円までの給付を受けることができます。

要介護等状態区分	「介護の必要の程度」の段階
要支援1	第一段階
要支援2、要介護1	第二段階
要介護2	第三段階
要介護3	第四段階
要介護4	第五段階
要介護5	第六段階

要介護等状態区分(基準)	リセットになる要介護等状態区分
要支援1	要介護3、要介護4、要介護5
要支援2、要介護1	要介護4、要介護5
要介護2	要介護5
要介護3~	リセット対象外

転居リセットの例外とは

転居したとき(以下、「転居リセットの例外」といいます。)は、改めて支給限度基準額 20万円までの給付を受けることができます。



3段階リセットの例外(具体例)

- (1) 要支援1と認定され、その時点では住宅改修を行わなかった。その後要介護1となってから住宅改修を行った。

→要介護1を基準として「介護の必要の程度」の段階のが3段階以上あがったとき、3段階リセットの例外が適用され、再度 20万円まで支給が可能となる。

要支援1	住宅改修以前に認定されていた状態区分
↓	
要介護1	初めて住宅改修に着工する際の状態区分（基準）
↓ 20万円まで利用（支給可能残高 0円）	
要介護3	要介護1の時、支給可能額を使い切っているため支給なし
↓ 利用不可	
要介護4	基準となる要介護1から、段階が3段階あがったため、3段階リセットの例外が適用される
20万円まで利用可能	

- (2) 要支援1のときに初めて住宅改修に着工し、その後要介護4になった。しかし、追加の住宅改修は行わなかった。その後、要介護2になってから、追加の住宅改修を行った。さらに要介護4になり、住宅改修を行った。

→要支援1を基準として3段階リセットの例外を適用させてるので、2回目の要介護2の状態区分で行う住宅改修は適用外となりリセットされない。3回目の要介護4の状態区分で行う住宅改修は、要支援1を基準として3段階リセットの例外を適用ができる。

要支援1	初めて住宅改修に着工する際の状態区分（基準）
↓ 20万円まで利用（支給可能残高 0円）	
要介護4	住宅改修着工せず
↓	
要介護2	要支援1の時、支給可能額を使い切っているため支給なし
↓ 利用不可	
要介護4	基準となる要支援1から、段階が3段階あがったため、3段階リセットの例外が適用される
20万円まで利用可能	

(3) 要介護3のときに初めて住宅改修に着工し、その後要支援1となってから追加の住宅改修を行った。さらに、介護4になり、住宅改修を行った。

→要介護3を基準として3段階リセットの例外を適用させるので、2回目の要支援1の状態区分で行う住宅改修は適用外となりリセットされない。(基準となる要介護3から段階が3段階動いてはいるが、段階が下がったときは例外の適用外となる。)

3回目の要介護4の状態区分で行う住宅改修も、要介護3を基準として3段階リセットの例外を適用させるので、適用外となりリセットされない。

要介護 3	初めて住宅改修に着工する際の状態区分（基準）
↓	10万円まで利用（支給可能残高 10万円）
要支援 1	追加の住宅改修
↓	10万円まで利用（支給可能残高 0円）
要介護 4	追加の住宅改修
	利用不可

(4) 要介護1のとき、限度額に満たない金額の住宅改修を行った。その後要介護4で住宅改修を行った。

→支給可能残額はリセットされ、20万円が支給可能限度額となる。

要介護 1	初めて住宅改修に着工する際の状態区分（基準）
↓	12万円まで利用（支給可能残高 8万円）
要介護 4	基準となる要介護1から、段階が3段階あがったため、3段階リセットの例外が適用される
	20万円まで利用可能（これまでの支給可能残額8万円はリセット）

(5) 3段階リセットの例外は1回しか適用ができない。

要支援 1	初めて住宅改修に着工する際の状態区分（基準）
↓	20万円まで利用（支給可能残高 0円）
要介護 3	基準となる要支援1から、段階が3段階あがったため、3段階リセットの例外が適用される
↓	17万円まで利用（支給可能残高 3万円）
要介護 2	追加の住宅改修
↓	3万円まで利用（支給可能残高 0円）
要介護 5	3段階リセットの例外は1回しか適用ができない。支給可能額を使い切っているため支給なし 利用不可

転居リセットの例外(具体例)

- (1) 要介護4のとき、住宅Aの住宅改修を行った。住宅Bに転居して、要介護1のとき、住宅改修を行った。その後、要介護2となってから、住宅Bに追加の住宅改修を行った。さらに、要介護4になってから、住宅Bに住宅改修を行った。

→住居Bに転居すると、転居リセットの例外が適用される。また、住宅Bにおける3段階リセットの例外は、要介護1を基準として適用させるので、3回目の要介護2の状態区分で行う住宅改修は適用外となりリセットされない。4回目の要介護4の状態区分で行う住宅改修は、要介護1を基準として3段階リセットの例外を適用ができる。

要介護4	住宅Aで、初めて住宅改修に着工する際の状態区分（住宅Aの基準）
↓	18万円まで利用（住宅Aの支給可能残高 2万円）
要介護1	転居後、住宅Bで、初めて住宅改修に着工する際の状態区分（住宅Bの基準）
↓	10万円まで利用（住宅Bの支給可能残高 10万円） (住宅Aの支給可能残額2万円は、住宅Bに引き継がれない)
要介護2	追加の住宅改修
↓	5万円まで利用（住宅Bの支給可能残高 5万円）
要介護4	住宅Bの基準となる要介護1から、段階が3段階あがったため、3段階リセットの例外が適用される 20万円まで利用可能（これまでの住宅Bの支給可能残額5万円はリセット）

- (2) 要介護1のとき、住宅Aの住宅改修を行った。住宅Bに転居して、要介護2のとき、住宅改修を行った。再び住宅Aに転居して、要介護3のとき、追加の住宅改修を行った。その後、要介護4になってから、住宅改修を行った。

→住居Bに転居すると、転居リセットの例外が適用される。その後、住宅Aに戻ると、住宅Aでの支給可能残高が引き継がれることになる。また、住宅Aにおける3段階リセットの例外は、要介護1を基準として適用させるので、3回目の要介護3の状態区分で行う住宅改修は適用外となりリセットされない。4回目の要介護4の状態区分で行う住宅改修は、要介護1を基準として3段階リセットの例外を適用ができる。

要介護1	住宅Aで、初めて住宅改修に着工する際の状態区分（住宅Aの基準）
↓	15万円まで利用（住宅Aの支給可能残高 5万円）
要介護2	転居後、住宅Bで、初めて住宅改修に着工する際の状態区分（住宅Bの基準）
↓	12万円まで利用（住宅Bの支給可能残高 8万円） (住宅Aの支給可能残額5万円は、住宅Bに引き継がれない)
要介護3	再度住宅Aに転居。住宅Aの支給可能残高が引き継がれる。
↓	4万円まで利用（住宅Aの支給可能残高 1万円）
要介護4	住宅Aの基準となる要介護1から、段階が3段階あがったため、3段階リセットの例外が適用される 20万円まで利用可能（これまでの支給可能残額1万円はリセット）